

令和2年第1回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第1号）
令和2年2月18日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和2年2月18日（火曜日）午後1時30分 開会

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について
- 第4 1定報告第1号 専決処分事項について
- 第5 1定議案第1号 紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第6 1定議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第7 1定議案第3号 令和元年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）
- 第8 1定議案第4号 令和2年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

○会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

- 15番 山本明生君
- 16番 大石哲雄君
- 17番 浦愛一郎君
- 19番 曾根和仁君
- 20番 荒尾典男君
- 21番 花村計君
- 22番 塩崎伸一君
- 23番 大屋一成君
- 24番 淡佐口幸男君
- 25番 長脊守君
- 26番 結城力君

○議員定数 26名

○欠員 0名

○出席議員の氏名（25名）

議席番号	氏名
1番	柳瀬理孝君
2番	安達克典君
3番	橘智史君
4番	松上京子君
5番	小川浩樹君
6番	尾花功君
7番	中本賢治君
8番	前田佳世君
9番	松畑玄君
10番	大坂一彦君
11番	玉井伸幸君
12番	下村勤君
13番	堀匠君
14番	西尾智朗君

○欠席議員（1名）

- 18番 岡本克敏君

○説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名
管理者	真砂充敏君
副管理者	田岡実千年君
副管理者	井澗誠君
副管理者	奥田誠君
副管理者	岩田勉君

副 管 理 者	堀	順一郎	君
副 管 理 者	田 嶋	勝 正	君
太 地 町 副 町 長	漁 野	洋 伸	君
古 座 川 町 副 町 長	仲 本	耕 士	君
みなべ町生活環境課長	寺 本	俊 夫	君
会 計 管 理 者	道 畑	佳 憲	君
事 務 局 長	鈴 村	益 男	君
事 務 局 次 長	廣 田	剛	君
総 務 管 理 係 主 査	北 山	裕 規	君
田辺市廃棄物処理課長	久 畑	弘 幸	君
新宮市生活環境課長	稗 田	明	君
みなべ町生活環境課水道室長	大 野	弘 人	君
白浜町生活環境課長	廣 畑	康 雄	君
上富田町住民生活課長	坂 本	巖	君
すさみ町環境保健課長	坂 本	久 司	君
那智勝浦町住民課長	田 中	逸 雄	君
古座川町住民生活課長	出 合	和 宏	君
串 本 町 住 民 課 長	瓜 田	政 稔	君
太地町住民福祉課副主幹	榊 田	将 樹	君

○書記出席者

書 記 田 上 文 啓 君

午後 1時28分 開 会

○議長（安達克典君）

皆さん、こんにちは。

少し定刻より早いですけれども、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は25名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから本日招集の令和2年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、18番 岡本克敏君、から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

○議長（安達克典君）

それでは、日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりま

すので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたり、御多忙の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

心より厚くお礼申し上げます。

本組合計画の最終処分場の建設工事でございますが、土木工事につきましては、平成30年11月から工事が開始され、1年4カ月が経過しました。

既に防災調整池から稲成川までの河川整備は完了しており、現在、埋立地の主要構造物である浸出水調整槽や貯留堰堤を施工しております。これに並行して進入道路や場内道路なども整備しているところです。

一方、プラント工事は、本年1月に工事が開始され、現在は建物の基礎である杭工事を施工しております。

今後、1年間で地下水槽のほか、管理事務所を併設した水処理施設棟の建築と処理機器などの設置を行い、試運転は令和3年3月からの工程となっております。

この2つの工事をあわせた令和元年度末の進捗率は、概ね40%となっております。令和3年3月末の完成に向けて、順調に進められている状況です。

本日、議会終了後には、こうした進捗状況を見学していただく機会を設けてございます。

さて、本日の定例会でございますが、このあと皆様に御審議賜る案件につきましては、議案といたしまして、専決処分事項の報告が1件、条例に関するものが2件、予算に関するものが2件の併せて計5件となっております。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

ただきます。

以上でございます。

○議長（安達克典君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

○議長（安達克典君）

この場合、議事の進行上、このたび新たに選出されました議員各位には仮議席を指定しておりますが、その仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

それでは、前回の定例会以降、田辺市、太地町において、新たに選出されました3名の議員について、事務局より御紹介いたさせます。

事務局長、鈴木益男君。

○事務局長（鈴木益男君）

はい、議長。番外局長、鈴木。

それでは命によりまして、私の方から新たに各市町の議会から選出され、本組合議会議員になりました皆様方を仮議席順に御紹介申し上げます。

まことに恐れ入りますが、議員の皆様方には、その都度自席にて自己紹介をお願いいたします。

ではまず、田辺市議会議員の前田佳世議員でございます。

○前田佳世議員

前田です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

太地町議会議員の花村計議員でございます。

○花村計議員

花村です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

太地町議会議員の塩崎伸一議員でございます。

○塩崎伸一議員

塩崎です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

以上のとおり、田辺市議会から1名、太地町議会から2名の計3名であります。

ありがとうございました。

日程第1 議席の指定について

○議長（安達克典君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 議席の指定を行います。

今回、新たに選出されました議員の議席を本組合議会会議規則第4条第2項の規定により、指定いたします。

議員の氏名と議席番号を朗読いたさせます。
事務局長、鈴木益男君。

○事務局長（鈴木益男君）

はい、議長。番外局長、鈴木。

それでは命によりまして、新しく選出されました3名の議員の議席を朗読いたします。

8番 田辺市 前田佳世君、21番 太地町 花村計君、22番 太地町 塩崎伸一君、以上でございます。

○議長（安達克典君）

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

管理者 真砂充敏君。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（安達克典君）

続いて、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、4番 松上京子君、16番 大石哲雄君、以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、5番 小川浩樹君、17番 浦愛一郎君 以上、2人の諸君を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（安達克典君）

次に、日程第3 会期の決定についてを上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。
これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 1定報告第1号 専決処分事項について

○議長（安達克典君）

続いて、日程第4 1定報告第1号 専決処分事項についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

○管理者（真砂充敏君）

1定報告第1号 専決処分事項につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認をお願いするものです。

まず、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る地方公務員の欠格条項の見直しを図られたことに伴い所要の改正を行うことについて、また、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の給与及び期末勤勉手当に係る支給割合を改定することについて、それぞれ専決処分したものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（安達克典君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 鈴村益男君。

○事務局長（鈴村益男君）

はい、議長。番外局長、鈴村。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

専決処分事項といたしましては、列記のとおり2件ございますが、まず、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で2ページをごらんください。

本件につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が一部改正され、職員の欠格条項及び失職事由から成年被後見人等に係る規定が削除されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容としましては、成年被後見人等に該当して失職した場合の規定の削除や地方公務員法の改正に伴う号ずれの整理を行うほか、所要の改正を行うものであります。

続きまして、3ページから7ページにかけてでございます。

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本件につきましては、昨年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、職員の給与及び期末勤勉手当に係る支給割合を改定するほか、所要の改正を行うものであります。

昨年の人事院勧告の要点としましては、公務員と民間との給与比較において、民間給与との格差是正のため俸給表の水準を0.09%引き上げるとともに、勤勉手当についても0.05月分引き上げ、加えて住居手当については支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限が引き上げられるもので、本組合におきましても、それに準じて職員の給与を改定するものであります。

具体的な改正内容としましては、給料月額を平均約0.09%引き上げるため、給料表を3ページから6ページにかけての別表第1のとおり改定するとともに、勤勉手当につきましても0.05月分引き上げ、年間4.5月分とするものです。

また、住居手当につきましては、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げるもので、これにより手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間経過措置を設けるものです。

なお、この住居手当につきましては、令和2年4月1日から施行するものです。

これら専決処分事項の2件につきましては、本組合におきましても、構成団体並びに類似の一部事務組合の改正状況及び基準日までに施行する必要がありましたので、1件目の給与条例等の一部改正は令和元年9月27日付、2件目の給与条例の一部改正は令和元年12月20日付でそれぞれ管理者による専決処分を行ったもので

あります。

以上をもちまして、専決処分事項の補足説明を終わらせていただきます。

御承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安達克典君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1定報告第1号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、1定報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第5 1定議案第1号 紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（安達克典君）

日程第5 1定議案第1号 紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例の制定についてを上程いたします。
提出者の説明を求めます。
管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1 定議案第 1 号 紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（安達克典君）

続いて、補足説明を求めます。
事務局長 鈴木益男君。

○事務局長（鈴木益男君）

はい、議長。番外局長、鈴木。
それでは、補足説明をさせていただきます。
議案書の 8 ページをお願いします。

紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることにより、いわゆる臨時職員及び嘱託員から新たに創設された会計年度任用職員に制度が変更されることに伴い、給与及び費用弁償に関する事項を定めるため制定するものであります。

概要でございますが、本条例の構成は 4 章構成で全 33 条となっております。

まず、第 1 条から第 3 条までの第 1 章総則では、条例の趣旨やフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対して支給する給与の種類などを定めております。

次に、第 4 条から第 16 条までの第 2 章フルタイム会計年度任用職員では、給料については、

原則として職員給与条例の給料表を準用し、1 級職を適用することを定め、支給方法や期末手当など各種手当については、職員給与条例の規定の例によることを定めております。

続いて、第 17 条から第 29 条までの第 3 章パートタイム会計年度任用職員では、フルタイム会計年度任用職員と同様の内容に加えて費用弁償に関する事項を定めておりますが、報酬については、第 4 条及び第 5 条の規定を適用して得た額すなわちフルタイム会計年度任用職員の給料月額を基準とし、勤務時間に応じて算出した額とすることを定めております。

最後に、第 30 条から第 33 条までの第 4 章雑則では、特例事項や規則への委任規定などを定めております。

なお、施行日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日であります。

以上でございます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達克典君）

説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

討論なしと認めます。
それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 1 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、1定議案第1号は、可決いたしました。

日程第6 1定議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（安達克典君）

続いて、日程第6 1定議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1定議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（安達克典君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 鈴木益男君。

○事務局長（鈴木益男君）

はい、議長。番外局長、鈴木。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお願いします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定についてであります。

本件につきましては、先の議案第1号に関連して、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度等が設けられたことに伴い、関係する人事、給与に関する条例5件について所要の改正を行うものです。

主な改正内容としまして、まず5件の1点目、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、公表の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加えるものです。

2点目、職員の分限に関する条例の一部改正につきましては、休職期間において、会計年度任用職員はその任期の範囲内であることを規定するものです。

3点目、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、懲戒による減給の額において、パートタイム会計年度任用職員は報酬を減額対象とすることを規定するものです。

4点目、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給及び育児休業から職務復帰後における号給の調整において、会計年度任用職員を適用除外とすることを規定するものです。

5点目、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、臨時又は非常勤職員の給与において、会計年度任用職員制度の導入に伴い、新たに別に条例が定められるため、その旨の改正を行うものです。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日であります。

以上でございます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達克典君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（安達克典君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（安達克典君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 2 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 2 号は、可決いたしました。

日程第 7 1 定議案第 3 号 令和元年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（安達克典君）

続いて、日程第 7 1 定議案第 3 号 令和元年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1 定議案第 3 号 令和元年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計補正予算は、既定予算から歳入歳出それぞれ 4,174 万 3 千円を減額し、歳入歳出そ

れぞれ 13 億 7,682 万 1 千円とする補正予算を行うものです。

また、このほか翌年度に繰り越して使用することが生じた地域振興事業費負担金に係る繰越明許費であります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達克典君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 鈴村益男君。

○事務局長（鈴村益男君）

はい、議長。番外局長、鈴村。

1 定議案第 3 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書 16 ページをお願いします。

まず、今回の補正予算の概要から申し上げますと、浸出水処理施設建設工事について、入札差額が生じたことによる工事請負費の不用額に伴い、関連する構成市町の負担金や県補助金などの減額をお願いするものであります。

そこで、ただいまごらんの 16 ページでございますが、1 定議案第 3 号 令和元年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,174 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 7,682 万 1 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

ということで、各款項ごとの補正額につきましては、第 1 表 歳入歳出予算補正として、次

のページに掲載していますので、これより御説明いたします。

では、17 ページでございます。

まず、歳入の表からでございますが、1 款 分担金及び負担金 1 項 負担金について、補正前の額が 10 億 469 万円、補正額がマイナス 5,900 万 5 千円のため、計は 9 億 4,568 万 5 千円となります。

次に、2 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金について、補正前の額が 3 億 4,643 万 7 千円、補正額が 1,934 万 9 千円のため、計は 3 億 6,578 万 6 千円となります。

続いて、3 款 県支出金 1 項 県補助金について、補正前の額が 3,356 万円で、補正額がマイナス 104 万 3 千円のため、計は 3,251 万 7 千円となります。

さらに、5 款 繰入金 1 項 基金繰入金については、補正前の額が 3,356 万 2 千円、補正額がマイナス 104 万 4 千円のため、計は 3,251 万 8 千円であります。

したがって、歳入合計は補正前の額 14 億 1,856 万 4 千円から、補正額 4,174 万 3 千円を減額しますので計 13 億 7,682 万 1 千円となります。

そして、その下の表、歳出でございますが、3 款 衛生費 1 項 清掃費について、補正前の額が 13 億 9,344 万 9 千円で、補正額がマイナス 4,174 万 3 千円のため、計 13 億 5,170 万 6 千円であります。

したがって、歳出合計としましては補正前の額 14 億 1,856 万 4 千円から、補正額 4,174 万 3 千円を減額しますので計 13 億 7,682 万 1 千円となります。

続いて、次の 18 ページ繰越明許費でございます。

これは、稲成地区への地域振興事業における道路整備事業など一部の事業において、用地の提供などに係る調整に一定の時間を要し、年度内での完了が困難となったため、負担金を繰り越すものでございます。

続きまして、19 ページをお願いします。

歳入につきまして、御説明いたします。

1 歳入 1 款 分担金及び負担金 1 項 負担金 1 目負担金 2 節 衛生費負担金につきましては、ごみ量割 100%で、構成市町の負担金を算出しているものであります。工事請負費の減額に伴い、マイナス 5,900 万 5 千円を計上しているものでございます。

次に、2 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金 1 目 衛生費国庫補助金 1 節 清掃費補助金、1,934 万 9 千円につきましては、制度に基づき見込んでいる国からの交付金である「循環型社会形成推進交付金」の内示額に合わせて増額するものであります。

さらに、おめくりいただき 20 ページをごらんください。

3 款 県支出金 1 項 県補助金 1 目 衛生費県補助金 1 節 清掃費補助金、マイナス 104 万 3 千円につきましては、例年、一般会計予算に係る事務費や工事請負費など、処分場整備に要する経費の一部に充当するため、「廃棄物処理施設整備等事業費補助金」として、県から受けている補助金でございますが、今回、衛生費における工事請負費の減額により、併せて減額するものであります。

続いて、その下の 5 款 繰入金につきましては、産業界負担分として、一旦、県が負担し、一括交付のもと、本組合が積み立てている「廃棄物最終処分場運営適正化基金」からの繰入金でありまして、ただいま御説明しました県支出金同様、処分場整備に要する経費の一部へ充当するため、取り崩している基金であります。

そうしたことから、記載しているマイナス 104 万 4 千円につきましては、当該基金から繰入れる費用のうち、県支出金と同じく、衛生費における工事請負費の減額により、併せて減額するものであります。

以上が歳入でありまして、続いて歳出を御説明いたします。

次の 21 ページでございます。

3款 衛生費 1項 清掃費 1目 広域最終処分場整備事業費 15節 工事請負費におけるマイナス4,174万3千円につきましては、次の22ページの工事明細表に掲載しており、紀南広域廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事について、入札による不用額を減額するものであります。

以上で、1定議案第3号の補足説明を終わらせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

○議長（安達克典君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1定議案第3号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、1定議案第3号は、可決いたしました。

○議長（安達克典君）

続いて、日程第8 1定議案第4号 令和2年度紀南環境広域施設組合一般会計予算を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1定議案第4号 令和2年度紀南環境広域施設組合一般会計予算につきまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計の歳入歳出予算総額は、それぞれ24億9,264万4千円でございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達克典君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 鈴木益男君。

○事務局長（鈴木益男君）

はい、議長。番外局長、鈴木。

1定議案第4号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお願いします。

1定議案第4号 令和2年度紀南環境広域施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億9,264万4千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

ということで、歳入及び歳出予算の内容につきましては、次の24ページの第1表において款項ごとに計上しています。

後ほどまた、詳しく御説明いたしますが、本年度予算の概要を申し上げますと、通常の人件

日程第8 1定議案第4号 令和2年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

費や事務所経費とは別に、処分場設置に向けての建設工事もいよいよ最終年度となるということで関連する工事請負費等の予算を計上させていただきます。

そのため、前年度と比較しますと相当額の増額となっております。

そこで、一旦、ここでは本年度予算の増額合計のみの説明とさせていただきますが、25ページから26ページにかけての歳入歳出予算事項別明細書の総括に記すとおり、本年度の予算額は、前年度の予算額と比較しますと、トータル10億7,408万円増となっておりますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、詳細に入らせていただきます。

まず、歳入から御説明いたします。

27ページでございます。

分担金及び負担金でございますが、総務費負担金として2,353万3千円、衛生費負担金として18億1,276万円を計上しております。

この総務費負担金につきましては、本組合負担金条例に従い、歳出の議会費、総務費、予備費に関する経費について均等割5%、ごみ量割95%をもって構成市町の負担金としております。

また、衛生費負担金につきましても、同じく本組合負担金条例に従い、歳出の衛生費に関する経費について、ごみ量割100%をもって構成市町の負担金としております。

よって、本年度における負担金の総額は18億3,629万3千円となり、前年度より8億3,160万3千円増となっております。

続いて、28ページをお願いします。

まず、国庫支出金につきましては、5億946万7千円を計上しております。

これは、「循環型社会形成推進交付金」と申しまして、先の1定議案第3号の19ページのところで出てまいりましたが、本組合が最終処分場を整備するにあたって、その制度に基づき、見込んでいた国からの交付金であります。前年度と比較して1億6,303万円増となっております。

続いて、その下の県支出金でございますが、3,954万4千円を計上しております。

これも先の1定議案第3号における20ページのところでも説明のとおり、県からの廃棄物処理施設整備等事業費補助金であり、前年度と比較しまして598万4千円増となっております。

次に、財産収入につきましては、次の29ページにまたがっておりますが、24万9千円を計上しております。

これは、本組合の前身である「財団法人紀南環境整備公社」からの寄附金に基づく「施設整備事業基金積立金」及び県から一旦、産業界負担分として本組合に対し処分場整備事業に要する経費として一括交付され、基金として造成しました「廃棄物最終処分場運営適正化基金」の積立金による利息分の収入でありまして、前年度と比較して6万5千円減となっております。

続いて、29ページ真ん中付近の繰入金でございますが、1億708万9千円を計上しております。

これは、本年度における人件費等を除く処分場整備に要する経費の一部として充当するため、現存する二つの基金のうち「施設整備事業基金」から3,725万2千円、一方の「廃棄物最終処分場運営適正化基金」から6,983万7千円をそれぞれ取り崩すものであります。前年度と比較して7,352万7千円増となっております。

なお、二つの基金のうち「施設整備事業基金」については、本年度で基金残額の全てを取り崩す予定でありますので、「紀南環境広域施設組合施設整備事業基金条例」の廃止について、しかるべき時期に上程したいと考えております。

次に、一番下段の表から次の30ページにかけての繰越金につきましては、科目存置として計上しているものであります。前年度は項目がなく0円のため、前年度と比較して1千円増となっております。

続いて、30ページの諸収入につきましては、会計年度任用職員の雇用保険料自己負担分を受

け入れるもので、前年度同様1千円を計上しているものであります。

では、次に歳出について御説明いたします。

31ページでございます。

まず、最初は議会費でございますが、議員報酬や議会活動及び運営に要する経費として60万2千円を計上しています。

前年度予算額は60万6千円でありましたので、比較すると4千円減となっております。

続いて、同じく31ページの真ん中付近から、33ページの上段にかけての総務費でございます。

本年度予算額は2,212万9千円で、これは組合執行機関である正副管理者などへの報酬ほか、人件費や事務費などの経費を計上しているものであります。

前年度予算額は2,350万9千円でありましたので、比較すると138万円減となっております。

その主な理由としましては、人員体制は前年度と同じく、正職員2人、会計年度任用職員1人の員数3人ですが、その3人分の給料、諸手当等を合わせた人件費が減額となっていることが要因でございます。

続きまして、33ページから次の34ページにかけての衛生費でございます。

本年度予算額は24億6,891万3千円で、これは人件費や事務費のほか、処分場整備に係る委託料や工事請負費などに関する費用を計上しているものでございます。

前年度予算額は13億9,344万9千円でありましたので、10億7,546万4千円増となっております。

その主な理由としましては、令和2年度末完成に向けて、いよいよ最終年度となる二つの工事請負費などの整備事業費が増額となっていることが大きな要因でございます。

続いて、その34ページから35ページにかけての予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上してございます。

そして、次の36ページから40ページにかけては給与費明細書を記載させていただいています。

恐れ入りますが、説明は割愛させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

また、41ページには、「埋立処分地」と「浸出水処理施設」の二つの建設工事における工事明細、さらに、その工事箇所図は、別途配付しております参考資料に掲載しておりますので、恐れ入りますがよろしくお願いいたします。

以上で、令和2年度紀南環境広域施設組合一般会計予算における補足説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安達克典君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1定議案第4号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、1定議案第4号は、可決いたしました。

閉 議

○議長（安達克典君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

それでは、これをもって、令和2年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうも御苦労さまでした。

午後 2時10分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年2月18日

紀南環境広域施設組合

議 長 安 達 克 典

議 員 松 上 京 子

議 員 大 石 哲 雄